

# 11次公募申請スケジュール

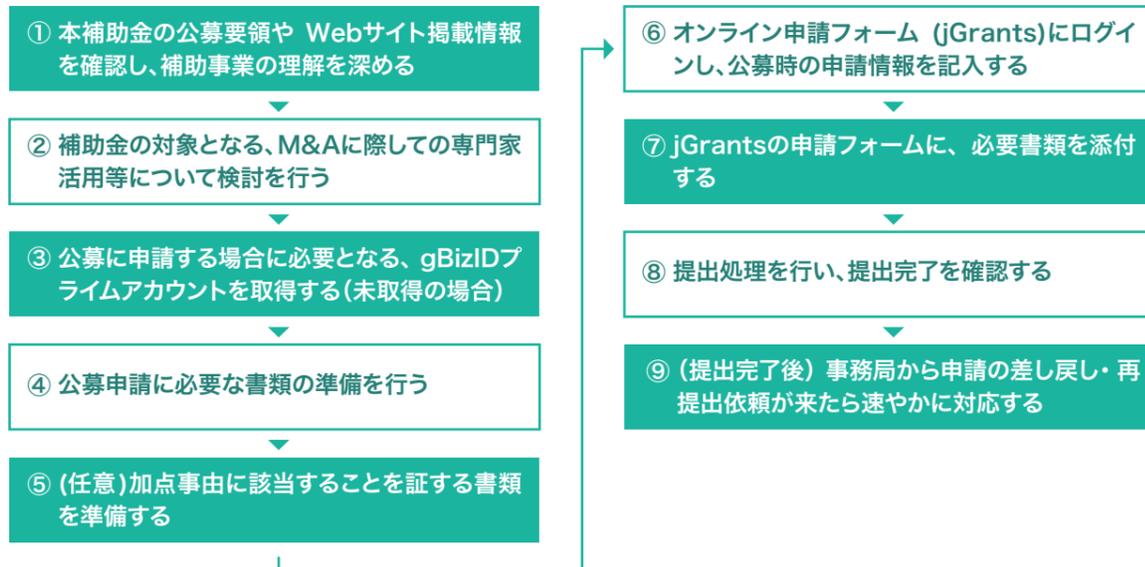


※上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

## 採択と交付決定の段階的な実施



## 申請の流れ



## jGrants申請フォームの種類

公募の申請に際して、以下4つのjGrantsフォームをご用意しています。該当するフォームを選択の上、申請を実施してください。



※申請は、期日までに余裕をもって実施してください。  
※申請後、提出内容の修正のため、事務局から差し戻し等を行う可能性がありますので、jGrantsからのメール等をこまめにご確認ください。

## 中小企業生産性革命推進事業

# 事業承継・M&A補助金

事業承継・M&A補助金は、中小企業・小規模事業者等が、事業承継やM&Aに際して行う設備投資等や、事業承継・事業再編及び事業統合に伴う経営資源の引継ぎ、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業承継・事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。



## 専門家活用枠

## 11次公募のご案内

### 公募要領公開

2025年3月31日(月)

### 申請受付期間

2025年5月9日(金)～  
2025年6月6日(金)17:00

お問い合わせ窓口  
(専門家活用)

TEL:050-3145-3812

※受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日を除く)



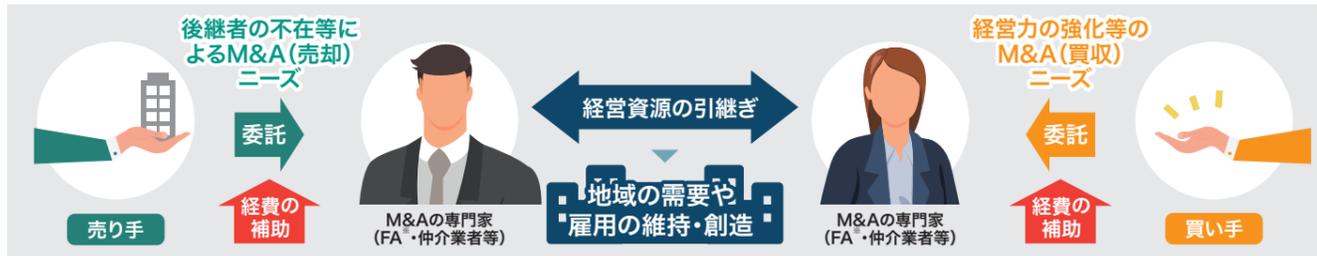
事業承継・M&A補助金  
WEBサイト

<https://jsh.go.jp/r6h/>

事業承継・M&A補助金

# 専門家活用枠とは

専門家活用枠とは、後継者不在や経営力強化といった経営資源引継ぎ(M&A)のニーズをもつ中小企業者が、経営資源の引継ぎに際して活用する専門家の費用等の一部を補助することによって、地域の需要や雇用の維持・創造等を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



※FA:ファイナンシャルアドバイザーの略

## 補助金の対象者

M&A時の立場に応じて2つの支援類型が存在します

買い手支援類型(I型)	売り手支援類型(II型)
事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業者	事業再編・事業統合に伴い、株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業者

- 同一の経営資源引継ぎにおいて、買い手支援類型(I型)と売り手支援類型(II型)からそれぞれ1申請を行うことができます
- 過去に専門家活用型(事業)で補助金を交付された実績がある場合は、いずれの類型からでも申請できません

### POINT

#### 売り手支援類型における共同申請について

売り手支援類型(II型)においては、株式譲渡によってM&A(経営資源引継ぎ)を行う場合、対象会社の支配株主や株主代表が補助対象となる経費(仲介・FA費用など)を負担する場合があります。そのため、売り手支援類型で法人(被承継者、対象会社)を申請主体として申請する場合は、のちに株式譲渡によるM&Aとなる場合に備えて、株主との共同申請を実施していただきます。

## 補助率・補助上限額

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (デュー・ディリジェンスに係る費用)	上乗せ額 (廃業費)
買い手支援類型	2/3以内	50万円	600万円以内	+200万円以内	+150万円以内
売り手支援類型	1/2又は2/3以内				

#### 補助対象となる経費の区分

謝金、旅費、外注費、委託費(仲介・FA費用、デュー・ディリジェンスに係る費用など)、システム利用料、保険料、廃業費

**POINT** 補助事業期間内に経営資源の引継ぎが実現しなかった場合(補助対象事業において、クロージングしなかった場合)、補助上限額は300万円以内となります

**POINT** 売り手支援類型(II型)において、以下の条件に該当する場合は、補助率が2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

- 一定の比較期間における営業利益率が、物価高等の影響により低下している場合。
- 直近決算期の営業利益または経常利益が赤字の場合。

**POINT** 事業費に加えて、デュー・ディリジェンス(DD)費用を上乗せして申請することが可能です

- DD費用は、事業費としても上乗せ枠としても申請することができます。
- 対象経費に補助率を掛け合わせた額(補助額ベース)で、総額が200万円以下となる範囲で申請してください。
- ただし、有資格者が実施する財務DD、税務DD、法務DD等を複数行う場合は、DD費用は原則、補助額ベースで合計200万円以内。ただし複数のDD種別を行う場合、個別に認める可能性があります。

## POINT① 補助事業期間内のM&A(経営資源引継ぎ)着手・実施が条件です

補助事業期間内に、事業再編・事業統合を行う相手方とのM&Aを実施し、「基本合意書」または「最終契約書」が締結されることが必要です。また、本補助金における「M&A(経営資源引継ぎ)の実現」とは、補助事業期間内のクロージング(契約の履行)完了を指します。



## POINT② 仲介・FA業務の委託は「登録専門家」と「契約締結時期」に留意する必要があります

中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、「M&A支援機関にかかる登録制度」を令和3年8月に創設しました。専門家活用枠で仲介・FA業者への委託費が補助されるためには、本制度に登録した専門家を活用することが条件となります。

### 「M&A支援機関」登録専門家

#### M&A支援機関登録制度とは??

中小企業庁によって創設された、中小企業に向けたM&A支援業務を行う事業者の登録制度です。

#### M&A支援機関の種類(例)

- M&A専門業者(仲介、ファイナンシャルアドバイザー)
- 金融機関(都市銀行、地方銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社など)
- 商工団体(商工会・商工会議所)
- 士業専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士など)

### POINT

委託費のうち、M&A支援機関登録専門家への支払いのみが補助対象となる費用について

- 着手法
- マーケティング費用
- リテーナー費用
- 基本合意時報酬
- 成功報酬
- 価値算定費用
- デュー・ディリジェンス費用※(プレPMI費用を含む)

DD業務のみの場合は登録不要ですが、支援内容が実質的にFA業務または仲介業務と同等のものと認められる場合は登録専門家のみ対象となります

### 委託契約の締結時期

事業再編・事業統合を進めるにあたっての、**仲介・FA業務に関する専門家との委託契約は交付決定日以降に契約を締結する必要があります。**

## POINT③ 買い手支援類型においては、デュー・ディリジェンス(DD)実施が必要です

買い手支援類型においては、M&A成立後のトラブル防止、PMIに資する有益な情報取得の観点等から、補助対象経費の計上有無に関わらず、デュー・ディリジェンスの実施が必須となります。

### デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンスとは、対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に買い手がFAや士業等専門家に依頼して実施する調査です。調査項目は、M&Aの規模や実施希望者の意向等により異なりますが、一般的に、資産・負債等に関する財務調査(財務DD)や株式・契約内容等に関する法務調査(法務DD)等から構成されます。

### POINT

DDに際して専門家を活用する(費用が発生する)場合は、経費の計上が可能です

- DD費用の計上については、左ページをご確認ください
- 補助対象経費にDD費用を計上する場合は、DD実施の証拠が求められる場合があります
- 補助対象経費にDDを計上しない場合は、実績報告時に所定様式に実施内容を記載・提出していただきます